

青森県報

第七百三十五号

令和六年
三月十三日
(水曜日)

目次

訓 令

○青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助金の交付に
関する事務の三八地域県民局長への委任等に関する規程を
廃止する訓令……………

(新 産 業 課 ……)

告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の取消し……………

(生 活 習 慣 病 対 策 課 ……)

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス
事業の廃止の届出……………

(高 齢 福 祉 保 險 課 ……)

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防
サービス事業の廃止の届出……………

(同 ……)

○身体障害者福祉法による医師の指定……………

(障 害 福 祉 課 ……)

○飼料の試験の結果の概要……………

(畜 産 課 ……)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………

(河 川 砂 防 課 ……)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定……………

(構 造 政 策 課 ……)

出 先 機 関

○土地改良区の役員の退任……………

(上 北 地 域 民 局 ……)

訓 令

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
三 八 地 域 県 民 局

青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地域
県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和六年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地
域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県三八地域産学出合い創出実証事業費補助金の交付に関する事務の三八地域
県民局長への委任等に関する規程(平成二十八年六月青森県訓令甲第十九号)は、廃止
する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百
二十一号)第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消した
ので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和六年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区指定医の 氏名	氏名	名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	診療科 担当する	指 定 消 定 年 月 日
尾金 一民	上田 亮	医療法人雄 心会青森新 都市病院	八戸市南類家二 丁目一六の一五 Dアーバンパレス	脳神経外科	令和 六・三・五
濱近 草平	いやしもの クリニック	一部事務組 合下北医療 センター東 通村診療所	下北郡東通村大 字砂子又字里一 七の二	内科	〃
			内科、小児科		〃

青森県告示第百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和六年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス事業 を行う事業所	居宅サービス事業 を 行 う 事 業 所	廃止の 届出 年月日	廃止 年月日
〃	〃	〃	〃	〃

株式会社 坂本コー ポネーシ ョン	五所川原市新町 五〇	訪問介 護	ヘルパー システ ム	五所川原市新 町五〇	令和 六・二・一	令和 六・三・一
医療法人 誠仁会	つがる市木造若 竹五	短期入 所療養 介護	医療法人 誠仁会 尾野病院	つがる市木造 若竹五	令和 六・二・六	令和 六・三・三
合資会社 もつた ない商 事	南津軽郡田舎館 村大字畑中 字上野一三 八	訪問看 護	早稲田ケ トアサポ ー	弘前市大字早 稲田四丁目七 の九	令和 六・一・三〇	令和 六・二・九
合資会社 もつた ない商 事	南津軽郡田舎館 村大字畑中 字上野一三 八	訪問介 護	早稲田ケ トアサポ ー	弘前市大字早 稲田四丁目七 の九	令和 六・一・三〇	令和 六・二・九
東北化学 薬品株式 会社	弘前市大字神 田一丁目三 の一	特定福 祉用具 販売	東北化学 薬品株式 会社	弘前市大字神 田一丁目三 の一	令和 六・二・五	令和 六・三・三
株式会社 くれもと	つがる市木造曙 三九の一	通所介 護	くれもと デイサー ビスセン ター	つがる市木造 曙三九の一	令和 六・二・三	令和 六・三・三

青森県告示第百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和六年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス事業者 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防サービス 事業を行う事業所	介護予 防サ ビス の 種 類	廃止の 届出 年月日	廃止 年月日
〃	〃	〃	〃	〃

東北化学 薬品株式 会社	弘前市大字 一丁目三 のの一	特定防 護予防 具販売 用	東北化学 薬品株式 会社	弘前市大字 一丁目三 のの一	令和 六・二・ 五	令和 六・三・ 三
東北化学 薬品株式 会社	弘前市大字 一丁目三 のの一	介護予 防具貸 与	東北化学 薬品株式 会社	弘前市大字 一丁目三 のの一	令和 六・二・ 五	令和 六・三・ 三
合資会社 もつたい ない商 事	南津軽郡 田舎館 村大字 野一三 八	介護予 防訪問 看護	早稲田 アサポ トケ	弘前市大 字早稲 田四丁 目七の 九	令和 六・一・ 三〇	令和 六・二・ 二九
医療法人 誠仁会	つがる市 木造若 竹五	介護予 防短期 養入所 介護	尾野医 療院	つがる市 木造若 竹五	令和 六・二・ 六	令和 六・三・ 三

青森県告示第百四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定によ
り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年
三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ヤル中印ブローラー肥育後期 用配合飼料 中部仕上マッ シュ	5.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ヤル中印ブローラー肥育後期 用配合飼料 中部W後期E X P	5.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	ヤル中印ブローラー肥育前期 用配合飼料 プレスター ター	5.12	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチウ印肉豚肥育用配合飼料 ニクラーン肉豚 CR	6.2	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無

令和六年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

氏 名 山田 貴大	名	勤務する 病院等 つがる西北 五合鰯ケ 沢病院	所 在 地 西津軽郡 鰯ケ沢 大字舞戸 町字一〇 六の一	診 療 科 目 外科（直腸機能障 害）	年 指 定 月 日 令和 六・三・ 一
	勤 務 職 称				

青森県告示第百四十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第一項の規定により令和六年一月十一日及び同年二月九日収去させた飼料
の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和六年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印種豚飼育用配合飼料 ウイソク種豚	6.2	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 T D N、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチワ印幼雛用配合飼料 成ブード	6.2	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 M E、水分	無

青森県告示第百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同條第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

立石子急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域、標柱七号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱十号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱十一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱十一号と標柱十六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱六号を結んだ線、標柱七号と標柱十号を結んだ線及び標柱十一号と標柱十六号を結んだ線は県道夏泊公園線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	東津軽郡平内町	東田沢	立石子	一〇の三
二	〃	〃	〃	二〇の一
三	〃	〃	小湊越、立石子	国調筆界未定

四	〃	〃	〃	〃	小湊越、立石子	一〇の一五六
五	〃	〃	〃	〃	立石子	一〇の二
六	〃	〃	〃	〃	立石子	三〇の一
七	〃	〃	〃	〃	小湊越	一〇の一五六
八	〃	〃	〃	〃	〃	一〇の一六四
九	〃	〃	〃	〃	三ツ角	二六の三
十	〃	〃	〃	〃	〃	二六の三
十一	〃	〃	〃	〃	〃	二六の三
十二	〃	〃	〃	〃	〃	二四
十三	〃	〃	〃	〃	〃	二四
十四	〃	〃	〃	〃	〃	二二の一
十五	〃	〃	〃	〃	〃	三一の五
十六	〃	〃	〃	〃	〃	三一の五

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和六年三月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在地及び地番	地目	面積(平方メートル)
平川市尾崎浅井六の三	畑	三、九八二

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和六年四月二七日	一年

四 借賃に相当する補償金の額

四万二千六百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

令和二年十二月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十八項の規

定により公告する。

令和五年三月十三日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

役員別の氏名	住 所	退任の年月日
理事 河津 吉大	十和田市大字赤沼字上川原二七の三	令和六・三・二

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭